（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第十条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第二十二条中「に読み替えるもの」を削り、同条の表税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の項中

第八条第一項第六号	事業税	事業税（地方法人特別税を含む。）
第三十三条第五項	第七十二条の二十五	第七十二条の三十五（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第二十一条において準用する場合を含む。）

を

「

第八条第一項第六号	事業税	事業税（地方法人特別税を含む。）

」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

第十一条　地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

（申告の特例）

第二十一条　第十一条の規定により地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は第七十二条の三十三の規定による法人の事業税に係る申告書と併せて提出しなければならない第十一条の規定による申告書の提出については、地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係申告等とみなして、同条の規定を適用する。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第十二条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（収納の特例）

第二十一条の二　第十二条の規定により法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税並びに第十条の規定により法人の事業税に係る延滞金及び加算金と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に係る延滞金及び加算金の収納の事務については、地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金を地方団体の徴収金とみなして、地方税法第七百四十七条の五の二の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七十二条の百九第二項の改正規定　公布の日から起算して十日を経過した日

二　第一条中地方税法第七十四条の三の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の四、第七十四条の五及び第四百六十四条の改正規定、同法第四百六十六条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四百六十七条及び第四百六十八条の改正規定並びに第七条（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第三項から第六項まで、第八項、第九項及び第十一項並びに第二十条第五項の改正規定を除く。）並びに附則第十条及び第二十三条の規定　平成三十年十月一日

三　第一条中地方税法第十九条の七第一項ただし書、第二十三条第一項第十八号、第四十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第七十二条第五号、第七十二条の三十九の二第一項、第二百九十二条第一項第十四号、第三百十七条の二第一項及び第三百二十一条の十一の二第一項の改正規定並びに同法附則第三十四条の二第三項及び第六項の改正規定並びに第九条（次号及び第七号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項及び第六項から第九項まで並びに附則第六条第二項から第八項まで、第十七条第一項及び第六項から第九項まで並びに第三十七条の規定　平成三十一年一月一日

四　第二条、第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第三項の改正規定及び第十一条並びに附則第三条、第七条、第二十一条、第三十四条及び第三十五条の規定　平成三十一年四月一日

五　第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十二条並びに附則第十一条及び第二十四条の規定　平成三十一年十月一日

六　第三条中地方税法第二十三条第一項、第五十三条第十五項、第二百九十二条第一項及び第三百二十一条の八第十五項の改正規定並びに同法附則第四十八条の改正規定並びに附則第四条及び第十八条の規定　平成三十二年一月一日

七　第四条（次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第一項ただし書の改正規定、同条第五項の改正規定（「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）及び同法第四十条第五項の改正規定（「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条第二項、第八条、第九条及び第十九条第二項の規定　平成三十二年四月一日

八　第四条中地方税法第七十四条の四第三項、第七十四条の五、第四百六十七条第三項及び第四百六十八条の改正規定並びに附則第十二条及び第二十五条の規定　平成三十二年十月一日

九　第四条中地方税法第二十三条第一項、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二及び第二項、第三十七条、第二百九十二条第一項、第二百九十五条第一項第二号、第三百十四条の二第一項第十号の二及び第二項並びに第三百十四条の六の改正規定並びに同法附則第三条の三第一項の改正規定（「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える改正規定に限る。）並びに同条第二項、第四項及び第五項の改正規定並びに附則第五条第一項及び第十九条第一項の規定　平成三十三年一月一日

十　第五条並びに附則第十三条及び第二十六条の規定　平成三十三年十月一日

十一　第六条並びに附則第十四条及び第二十七条の規定　平成三十四年十月一日

十二　第一条中地方税法附則第八条第十五項を同条第十七項とし、同項の前に二項を加える改正規定並びに同法附則第十五条に三項を加える改正規定（同条第四十七項に係る部分に限る。）並びに次条第三項及び第四項並びに附則第十七条第三項及び第四項の規定　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　　号）の施行の日

十三　第一条中地方税法附則第十一条に二項を加える改正規定（同条第十五項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条に三項を加える改正規定（同条第四十八項に係る部分に限る。）　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

十四　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第二十一号の改正規定並びに同法附則第十一条に二項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条第四十三項の改正規定　産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

十五　第一条中地方税法第七十三条の十四第十四項及び第三百四十九条の三第三十一項の改正規定　生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日